

京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の
共同設置に関する規約の制定に関する協議について

1 規約及び協議の趣旨

京都府南部地域の9団体（京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合をいう。）において、消防指令業務を共同で行う、京都府南部消防指令センターの共同運用を行うため、当該事務を処理する内部組織を共同設置する規約を定めることについて協議を行うものである。

2 規約の概要について

主な項目	内容
共同設置する地方公共団体 (第1条関係)	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合（以下「構成団体」という。）は共同して、消防指令業務に係る事務を処理する内部組織を設置する。
名称 (第2条関係)	内部組織の名称は、情報指令課とする。
執務場所 (第3条関係)	内部組織の執務場所は、京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21番地の3とする。
職員の選任方法等 (第4条関係)	内部組織の職員（以下「職員」という。）は、構成団体の消防長の協議により定める候補者のうちから、京都市（以下「代表団体」という。）の消防長がこれを選任する。
職員の給料等の取扱い (第5条関係)	代表団体は、職員の給料及び手当（退職手当を除く。）（以下「給料等」という。）の額並びにその支給方法について、職員に選任される日の前日において当該職員が属する構成団体の給料等に関する条例等に定める額及び支給方法となるように必要な措置を講じる。
職員の懲戒処分 (第7条関係)	代表団体の消防長は、職員の懲戒処分をする場合においては、あらかじめ関係する構成団体の消防長と協議しなければならない。

負担金 (第 8 条関係)	内部組織に関する経費（専ら代表団体のために行う事務に要する経費を除く。以下同じ。）は、構成団体が負担し、各構成団体が負担すべき額は、構成団体の長の協議により定める。
予算 (第 10 条関係)	内部組織に関する経費は、代表団体の一般会計の予算に計上する。
決算 (第 11 条関係)	代表団体の長は、前条の経費に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を構成団体（代表団体を除く。）の長に報告しなければならない。
施行期日等 (附則第 1 項関係)	代表団体が告示で定める日
経過措置 (附則第 2 項及び 3 項関係)	第 1 期運用期間（この規約の施行の日から代表団体が告示で定める日までの間をいう。以下同じ。）において、この規約の規定を適用する団体は、京都市、京田辺市、久御山町、精華町及び乙訓消防組合とする。
	前項の規定にかかわらず、第 1 期運用期間において、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合は、負担金（第 8 条関係）及び決算（第 11 条関係）に関する規定を適用する。

3 今後の予定

令和 8 年 11 月 ～9 年 3 月	第 1 期運用の 5 団体が 1 団体ごとに順次、119 番通報回線を京都府南部消防指令センターに切り替えて仮運用を開始
令和 9 年 4 月	5 団体が第 1 期本格運用開始
令和 11 年 3 月	関係議案を議会へ提案（第 2 期運用開始 4 団体） ・令和 11 年度当初予算 ・給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約
令和 11 年度 (下半期)	第 2 期から運用を開始する 4 団体が 1 団体ごとに順次、119 番通報回線を京都府南部消防指令センターに切り替えて仮運用を開始
令和 12 年 4 月	全 9 団体が第 2 期本格運用開始